

5. 道路管理者の対応事例

騒音に対する苦情・要望等に対しては、現場条件等に応じて臨機応変に対応する必要がある。ここでは、典型的な対応事例について、担当者への聞き取り調査等に基づいて示す。

1) ただちに現場を確認し対策に着手した事例

夜間の騒音・振動が激しくて飛び起きることもあるとの苦情が電子メールと電話で道路管理者に寄せられた。担当者は、**ただちに現場に行き、埋め戻しの跡やわだちぼれによる路面の不陸が原因**であることを把握した。日交通量は約2万台である。道路管理者は、ただちに延長約170 mの舗装の打ち換え工事を行うこととした。年間契約している維持工事で行うため、発注等の事務手続きに時間を要することもなかった。夜間工事となるために工事前には沿道の住民にビラを配って周知した。対策後は騒音・振動が解消し、住民からお礼があった。なお、この事例においては騒音・振動の測定等は行っていない。



図-5.1 わだちぼれした路面のイメージ

2) 新たな装置を設置した事例

橋梁ジョイント（伸縮装置）部を車両が通過する際に発生する「突発騒音」に対する改善要望が住民から寄せられた。道路管理者は、「橋梁ジョイント部における突発騒音吸収装置」（図-5.2）を設置した。装置は「突発騒音」対策として新たに開発したものである。ジョイント直下部での84 dB以上の突発騒音の発生頻度は36%から2%に減少し、住民からも改善されたと評価された。

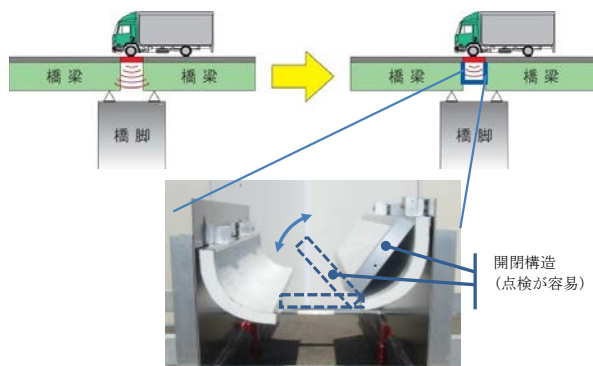


図-5.2 橋梁ジョイント部における突発騒音吸収装置の設置

3) 時間をかけて着実に改善した事例

既に騒音対策が講じられている沿道でさらなる騒音抑制を求められると対策に苦慮することがある。ここでは、そのような困難な状況において、**住民との対話を図りながら時間をかけて着実に改善**した例を示す。

住民の自治会から道路交通騒音の改善要望を受けた(起算時点 A 年度)。道路は、高架部 4 車線、平面部 6 車線の二層構造であり、これまでに高さ 3~5 m の遮音壁等の騒音対策は講じられていた。しかし、騒音の測定値は、測定した 7 地点の全てで環境基準を超過していた。騒音対策は、環境施設帯の設置、遮音壁の嵩上げ、舗装の打ち換えの順で計画した。環境施設帯の用地取得は A+3 年度に完了したが、一部の商業施設で協力してもらえなかった。この箇所では遮音壁も設置できなかった。A+5 年度から A+8 年度に既設遮音壁(高さ 3~5 m)を高さ 8 m にする嵩上げの工事、A+7 年度から A+8 年度にかけて舗装の打ち換え工事を施工した。遮音壁を設置することができなかった箇所では、商業施設と住宅地の境界に遮音壁を設置して課題を解消した(図-5.3)。対策の進捗状況や騒音の測定値は、住民説明および広報誌で住民にお知らせしていた。



図-5.3 道路に面した商業施設と住居の間に設置した遮音壁

なお、**最適な対策計画を立案するためには、対策が困難な箇所では時間がかかることを関係者が理解しておくことが必要である。**

4) 騒音対策を講じることができない旨を説明した事例

バイパスの供用後に単路部およびオンオフランプ付近双方の住民から遮音壁の設置要望を受けた。道路の敷地の境界線での騒音レベルは環境基準値(幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値)を 5 dB 以上下回っていた。住民には、騒音が環境基準値以下なので遮音壁を設置することができない旨を説明して理解を得た。経緯を以下に示す。

起算時点	バイパスの全線を暫定的に供用開始。 単路部沿道の住民から遮音壁の設置要望。
1ヶ月後	騒音測定。昼夜ともに環境基準値以下であるため遮音壁を設置することができない旨を住民に説明。
5ヶ月後	立体交差のオンオフのランプ付近の住民の自治会から遮音壁およびカーブミラーの設置要望。立体交差の高架部が工事中であったため直進車両もランプ部を通過していた。
6ヶ月後	立体交差の供用開始までの暫定措置として仮設の遮音シートを設置。 (高さ1.8 m、全長20 m + 110 m)
7ヶ月後	カーブミラーの設置。
12ヶ月後	交差点の立体化供用。仮設の遮音シートを撤去。
20ヶ月後	騒音測定。環境基準値以下であるため遮音壁を設置することができない旨を単路部沿道の住民に説明。
24ヶ月後	立体交差のオンオフのランプ付近の住民の自治会に報告。

道路事務所および施工業者は住民対応で以下に配慮している。

- ・電話があったら即対応する。
- ・できることできないことを明らかにし、困難なことは回答を保留し持ち帰って検討する。
- ・できることを見つける。

5) 騒音が環境基準値以下の沿道における騒音対策要望への対応事例

衝撃的な騒音等が発生する場合には、騒音が環境基準値以下の場合でも改善要望を受けて対策を講じることがある。表-4.5 は騒音の対策要望の要因と対応の事例である。

表-4.5 騒音が環境基準値以下の沿道における騒音対策要望への対応事例

苦情・要望の内容・要因	対策
車道内に設置した情報BOXによる段差通過音	実施
下水道工事後の段差で振動(騒音)	
高架ジョイント音	
工事による施工継目による段差で騒音振動発生	実施せず
大型車のエンジン音(勾配部)	



図-5.4 路面の凹凸に起因する衝撃的な音のイメージ